

魚津市告示第105号

魚津市健康診査実施要綱の一部改正について
魚津市健康診査実施要綱（平成15年魚津市告示第55号）の一部を次のよう
に改正する。

令和6年4月25日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前																
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 対象者は、魚津市内に住所を有するものであって、当該健康診査年度の満年齢が次表に掲げる年齢のものとする。ただし、勤務先等で健康診査を受けることができる者を除く。</p> <table border="1" data-bbox="174 432 1019 595"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>対 象 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>歯周疾患検診</td> <td>20歳、30歳、40歳、50歳、60歳及び70歳の者</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条－第8条 (略)</p>	種 類	対 象 者	(略)	(略)	歯周疾患検診	20歳、30歳、40歳、50歳、60歳及び70歳の者	(略)	(略)	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 対象者は、魚津市内に住所を有するものであって、当該健康診査年度の満年齢が次表に掲げる年齢のものとする。ただし、勤務先等で健康診査を受けることができる者を除く。</p> <table border="1" data-bbox="1182 432 2027 595"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>対 象 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>歯周疾患検診</td> <td>40歳、50歳、60歳及び70歳の者</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条－第8条 (略)</p>	種 類	対 象 者	(略)	(略)	歯周疾患検診	40歳、50歳、60歳及び70歳の者	(略)	(略)
種 類	対 象 者																
(略)	(略)																
歯周疾患検診	20歳、30歳、40歳、50歳、60歳及び70歳の者																
(略)	(略)																
種 類	対 象 者																
(略)	(略)																
歯周疾患検診	40歳、50歳、60歳及び70歳の者																
(略)	(略)																

附 則

この告示は、公表の日から施行する。